

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

目次

巻頭言／ヨーロッパ看護職員の夜勤体制・労働

時間調査に参加して（加藤瑠美子）……………(2)

岐阜県からのレポート・外国人労働者からの労働相談活動

（山田 透）……………(4)

いま、日弁連は（竹内浩史）……………(6)

〔投稿〕「分権」とまちづくり（本多弘司）……………(8)

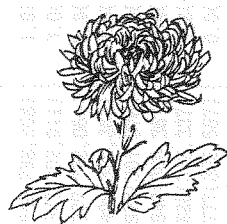
中小企業のまち・民間サミットー地域経済振興の運動と

交流の集い（後藤 基）……………(10)

研究会報告：地域労働運動をどう構築するか……………(12)

主要労働経済指標（愛知県）……………(15)

研究所だより……………(16)



●第65号

○1997年9月15日

愛知労働問題研究所



ヨーロッパ看護職員の夜勤体制 ・労働時間調査に参加して

加藤 瑠美子

各国とも、雇用問題が最大の課題となっていた

97年5月27日～6月8日まで、ドイツ・ベルギー・フランスと3カ国を訪問し、看護婦の夜勤体制や労働時間などについて調査をしてきました。

訪問した各国とも、予想していたとはいえ雇用問題が最大の課題になっており、夜勤問題も「時短で雇用の確保を」「時短で休日を」の方向で運動がすすめられていたのが特徴でした。

医療制度が改悪されたドイツでは

介護保険が導入され、3次にわたる医療制度の改悪が実施され、94年に女性も深夜働ける新しい労働法もできたドイツ。デイスバーデン市のバオリーネ病院は、経営難から民営化がすすみ、100年の歴史のあるキリスト教の財団経営からチェーン病院に89年から経営移譲され、ドイツで20、アメリカで5つの病院を経営している33歳の理事長が、4年前から経営改善でトップにたつて運営し、入院期間を15日を9日するなど、自信満々に取り組んでいる状況にまずびっくりしました（ドイツでは、公立や宗教立がほとんどでしたが、このような民間経営増えています）。

ベルギーでも、フランスでも、医療費の削減で看護婦の配置基準の見直しや、長期入院患者や老人の医療費予算の削減で、入院期間の短縮や「民営化」がつめられていました。

フランス・パリ。17世紀に建てられたサン・ルイ病院は、入院が2日未満になっているなど、入院日数の短縮と患者負担増が共通していました。

労働時間の規制、夜勤労働のあと・連続休日・勤務の選択がある

バオリーネ病院では看護婦の勤務は、早出、遅出、夜勤の3交替のシフトで、1週間交替に。夜勤は1回10時間、30分の休憩で7日間連続の夜勤で働き、つぎの1週間はフリーに。

ベルギーでも夜勤は11時間～12時間に。フランスは夜勤は10時間で、3日働き4日連続休み、4日働き3日休みで、2週間で70時間労働になっていました。

夜勤時間の長さがなぜ問題にならないのか疑問に思いましたが、CGTでの説明では、長時間夜勤にたいしても全体の労働者の時短がすすむなかで、看護婦が時短要求を出し、「1日の夜勤の労働時間は長くても、週の労働時間を短く。連続の休日増でリフレッシュを」が、看護婦の要求として実現したと聞くことが

できました。

フランスでは、「12時間の夜勤は好ましくない」と、夜勤の場合は週32時間労働を要求していました。

組合員の組織は30%でも、賃金・労働条件は産別の協定「タリフ協定」で決められ、労働時間は週38.5時間・年間1、540時間、年休26日～30日。前年度に夜勤を多くやると休暇が増えることになっています。

また、1日10時間以上の労働は法律で禁じられているドイツ。夜勤労働者は35時間（日勤は39時間）。11時間を越える夜勤は規制のフランスなど各国共通して総労働時間が短いこと。夜勤のつぎに連続した休日の保障があること。

さらにライフサイクルにあわせた勤務の選択が可能になっているなど、結婚しても子どもが生まれても、高齢になっても、働ける条件が男女共通の労働時間の規制とあわせて「時短・連続休暇・勤務の選択」にあると思いました。

日本一残業、深夜業の野放しをやめさせるために、男女共通の規制を

ヨーロッパに比較して、残業、深夜業が野放しで、男並の働き方を99年から実施しようとしている日本の実態。男女の共通の規制、とくに夜勤の規制をさせる大きな運動をと、あらためて実感した視察でした。

医療制度の再改悪－患者・国民負担増の動きを許さぬ運動を

いま、橋本内閣は、財界の要求に応じて、労働者の働かせ方の改悪とあわせて、9月1日から医療制度の改悪が実施されたのに、追い打ちをかけるように医療制度がさらに大改悪しようとしています。① サラリーマンと一定所得以上の高齢者の患者負担を3割、大病院の外来負担は5割にする。または、一定額まで全額自己負担し、それを上回る部分は保険で。高齢者保険を別建にし、高齢者からも保険料を介護保険と同様に徴収し、医療にかかれば1割～2割負担を。

② 診療や治療の内容によって、保険から医療費を払う現在の「出来高払い」支払い制度を改め、高血圧や糖尿病など慢性の病気は、入院や外来とも「定額」払いに。急性疾患も入院の途中から症状が安定すれば「定額」払いに。

③ さらに薬の価格制度も、薬の原価の公表はなく決められた基準額以上の薬は患者に負担を求める制度に変えるという。④ そのうえ、医療機関の機能分化、ベット数の削減、医師・看護婦の配置人員の見直しなど、医療の供給体制の縮小・再編成をおしすすめるなど、国と財界の負担を減らし、患者・国民の負担を増やし、国民皆保険制度そのものを根底から崩壊させるものです。

さきの健保改悪反対のたたかいで、県内で72万の署名を集め、「新たな運動の足場を築いた」この到達点にたつて、今回の「抜本改悪」に反対するたたかいを、労働者が健康で、身体や家庭を壊さない労働環境づくりとあわせて、住民のいのちと健康を守る国民的な運動として、企業内の運動から地域に大きく足を出していく運動へと発展させたとりくみにしていきたい。

（かとう・るみこ／研究所理事、愛知県医療労働組合連合会執行委員長）



外国人労働者からの労働相談活動

山田 透

研修生という名の労働者

現在、一部の専門的な職業や日系人を除いて外国人労働者の就労は認められていません。しかし実際には、不法就労者以外にも「研修（技術実習）制度」（一定の研修を終了すれば技能実習生として労働者扱いとなる）の名のもとに、多くの外国人が合法的に『就労』しています。この制度の建て前は「日本の先進技術や技能を外国人に習得させ、相手国の経済・社会・開発等に役立てる」（研修期間は最大で2年）というのですが、受け入れ企業側は、安上がりでよく働く労働者が確保できる制度として考え、利用しています。

この制度は、1993年4月に、法務省が夫婦2人だけの零細な企業でも協同組合などの受け入れ団体を設立すれば、外国人研修生を受け入れられるようにした結果、岐阜県では零細な縫製企業を中心に40団体以上の協同組合がつくられ約1,500人（岐阜県商工労働部調べ）の外国人（90%以上が中国人女性）が働いています。

生活費1万5千円、残業は100時間

6月17日、岐阜県の西部で活動する西濃地域労連（5組合400人）に、19～26歳の中国人女性23名が「劣悪な労働条件に耐えられない」として保護を求めてきました。

彼女たちは、県内の零細な縫製企業8社でつくるファッション協同組合が受け入れ団体となり、昨年10月2日に中国上海市から「研修生」として来日していました。彼女たちが日本にきてもっとも驚いたことは「従業員は2～3人のパートと社長の奥さんだけで、ミシンも古いものばかり」という研修企業の実態でした。しかも日本語の学習や技能研修などは一切なく、来日の翌日から連日2～3時間の残業（時間給400円）と休日労働（休日が月にたった1日という企業もあった）、それに残業後のマトメ（寮に持ち帰っての内職仕事）などが強制され、彼女たちの就寝は毎日午前1時前後という状態でした。

その結果、時間外労働は8か月間で900時間（女子の残業時間の上限は年間150時間）を超えるという、労基法違反の苛酷な労働でした。

また、生活費として月に8万5千円支給される契約であったにもかかわらず、実際は1万5千円の現金がわたされただけで、残りは3万5千円の強制貯金（銀行通帳と印鑑は会社が持っている）と、中国の送出団体（実態は人材派遣会社）に「あっせん料」として3万5千円が支払われていました。

背景にアジア蔑視はなかったか

この事件は私たちにさまざまな問題を投げかけました。戦後最悪の失業率のもとでの外国人労働者受け入れ制度を、労働組合としてどのように考えるのか。また、「中国などから安い繊維製品が大量に輸入されており、国内生産を維持し経営を守るために、研修制度を利用し人件費を削減しなければ経営は成り立たない」と訴える経営者の立場をどうみるのか。さらには、「アジア系や途上国の外国人にたいする蔑視や差別意識がこのような事件をおこす」との指摘をどう受けとめるのか等々。

実際、彼女たちは日本で滞在中、経営者やその家族と心を通わせる交流の機会一度もありませんでした。そればかりか、仕事中に中国語を話したというだけで1回500円の罰金を取っていた経営者もありました。もしも彼女たちがアメリカやヨーロッパからの研修生だったら、親戚中集めての食事会や交流の場がつくれたのではないのでしょうか。

すくなくとも月100時間を超える時間外労働を、たった400円でやらせるようなことはしなかったのではないかと思います。

未組織の組織化と中小企業政策と交流・友好と

私たちは、中国人研修生の待遇改善と本来の研修制度の趣旨を守るように企業側に求めましたが、「残業は本人がやりたいと言うからやらせたもので、違法なことはしていない」と強弁し、話し合いを拒否しました。

やむを得ず協同組合を認可した県や労働基準局・入国管理局などに労基法違反や入国管理法違反を申告し、調査と指導を要請しました。この結果、労働基準局が研修生の実態は労働者であると認定して、賃金や残業代の不足分の支払を勧告しました。さらにマスコミ各社もこの問題を大きく報道したために、会社側もようやく違法行為を認めて1人50万円の和解金を支払うことを約束しました。

7月10日、「縫製の技術を高め日本語を勉強したい」との大きな夢をもって来日した中国人研修生たちは、1年3か月の研修期間を残して帰国しました。

ほどなく彼女たちから「日本人が損得抜きで中国の娘を助けてくれたのは奇跡的な出来事だと友人は言います。私たちは感謝の気持ちを永遠に忘れることはありません」との嬉しい手紙が届きました。

私たちは、すべての労働者の利益を守る立場とともに、中国人研修生にたいするデタラメな労働条件の放置が、岐阜県の縫製労働者の社会的地位を低めていると考え、彼女たちを全面的に支援しました。同時に問題の根本的な解決のためには、アパレル・縫製労働者の組織化とともに、国や県などが中小零細企業の保護と経営改善のためのきめ細かな施策をおこなうことが決定的に重要であると考えています。そして中国などアジア系外国人との真の友好と交流が大切だと痛感しました。

言葉の壁にぶつかりながら、ときには筆談と手ぶり身ぶりで意思をつうじあい、相談を解決することができました。しかしホットする間もなく、別の中国人研修生からの相談が寄せられ、ふたたび経営者側との話し合いが始まっています。

(やまだ・とおる／岐阜県労連事務局長)



いま、日弁連は

竹内 浩史

T 弁護士 日弁連の臨時総会が、いよいよ10月15日に迫ってきたね。

S 弁護士 今回の総会は、僕たちの招集請求を受けて、臨時に開かれることになったんだ。

M 弁護士 君たちの招集請求の目的はということなんだい。

* 司法修習期間を短縮する動き

S 去年のNHKの朝の連続テレビ小説「ひまわり」でも取り上げられたように、現在弁護士になるものだけでなく、裁判官・検察官の志望者も、司法試験に合格した後に、司法修習を一緒に受ける「統一試験・統一修習」制度になっているんだ。

修習期間は、裁判所法で2年間と決められているんだが、最高裁と法務省から、法を改正して、1年か1年半に短縮する案が出ているんだ。

これに日弁連として、反対を貫き、対策本部を設置すべきという提案なんだ。

M しかし、修習期間2年を堅持しろというだけで、国民の理解が得られるだろうか。司法修習生は、公務員に準じ国費から給料をもらっているけれど、大半は修習終了後に弁護士になっているのが現状だ。

これから司法試験の合格者を増やしていく中で、予算が出せなくなるんじゃないかな。

T それはおかしいんじゃないか。そもそも現在の法曹人口が少な過ぎて、国民のニーズに応えられていないということで、司法試験の合格者を大幅に増やす方向になったんだ。それに伴う予算の増加は当然要求すべきだと思うよ。

* 司法試験合格者の増員

S 僕は、もともと、司法試験合格者の増員自体に反対なんだ。司法試験の合格者はずっと500名程度に抑えられてきた。これが現在700名台になり、再来年(1999年)からは1000名程度に増員することになっている。

日弁連以外では、さらに1500名程度に増員すべきと言っているんだ。何か変だと思わないか。

弁護士の激増によって日弁連を変質させようという意図があるとみておかなければならないと思うよ。

裁判官や検察官をほとんど増やさないのに、弁護士だけ増えても司法は充実しない。「司法基盤」の整備を先にすべきだよ。

M 君たちは、弁護士が増えれば競争が激しくなるというのが本音なんじゃない

- いか。修習期間短縮反対を言うのは、増員反対が背景にあるんじゃないのか。
- T そんなことはないよ。僕は、増員には賛成してきた。当番弁護士を制度化して「被疑者国選弁護」を実現したり、弁護士過疎問題を解消するためにも、増員は当然のことだと思っている。しかし、それだけに、修習期間の短縮には反対なんだ。それでは、法律家の粗製乱造になってしまうだけだよ。

* 真の法曹一元化のチャンスに

- M けれど、修習2年堅持だけでは、勝負にならないと思うな。
- この機会を、真の法曹一元を実現していく絶好のチャンスと捉えたらどうなんだろう。今の日本の制度では、裁判官・検察官になる前の修習を弁護士と一緒にやるというだけになっているが、これは法曹一元とは言えない。
- 裁判官・検察官には、一定の弁護士経験者が就任するのが法曹一元なんだ。そうすれば、弁護士になる前の修習期間にはそれほどこだわらなくてもいいと思うよ。
- S 理想はわかるけれど、今、そんな対案を出しても実現できる情勢なのかい。

* 日弁連執行部の妥協案

- M 修習制度をどうするかという問題については、日弁連・最高裁・法務省の三者で協議を続けている。司法にかかわる法案は、三者協議での合意なくして国会に出せないという実績があるんだ。だから、修習期間の問題で決裂させたりしたら、こういう成果を失ってしまうことになるかと心配している。
- S でも、そんなことを言っていたら、三者協議では2対1で、日弁連は少数意見になるのだから、際限なく妥協しなければならないじゃないか。
- 三者の合意を重視するあまり、司法試験については、去年から、合格者の約3割は受験3回以内の者を優遇して合格させるという「丙案」が導入されてしまった。そんな「司法改革」なら、しない方がましだと思っているよ。
- M 日弁連執行部では、修習期間を1年半に短縮するかわり、残りの半年間は日弁連が主体となった研修を実施するという案も検討している。今度の臨時総会では、そういった執行部案の是非も議題になりそうだ。
- S なぜそこまでして妥協を図らなければならないのか、納得がいかないな。

* 国民に理解を得る努力が不足

- T ともかく、今までは日弁連の中で激論を闘わせてきただけで、いずれの立場も、国民に理解を得る努力が不足していた。
- これからは、司法の充実に期待する一般市民と対話しながら、方針を決めていくことが大事だと思うよ。

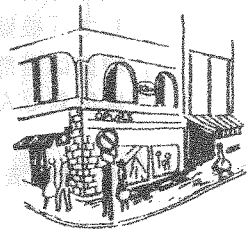
(たけうち・ひろし／弁護士・名古屋南部法律事務所)

・ 中見出しは、編集部がつけくわえたものです。

投 稿

「分権」とまちづくり

本 多 弘 司



はじめに

「日照と街づくり」と題した後藤氏の研究報告（所報第64号）に関連して、建築指導行政に携わる職員として、別の角度から個人的見解を述べるものである。

後藤氏らの日照権を守る運動や成果には敬意を払うものである。トタシンポジウムでも先々回より「まちづくり分科会」を設けてもらった。労働問題研究会でも街づくりのテーマが取り上げられることを歓迎する。

「地域経済学」（有斐閣）で中村剛治郎は地域まちづくりを次のように書いている。「住民と自治体が生活者主権に立った地域づくりをめざすとき、それを無視した資本による自由な空間利用は困難に直面する」。

地方都市である豊田市でもマンション建設による日照問題が多くなっている。刈谷市でも反対運動があり、「法を根拠に冷たい行政」（8/5毎日）と報じられている。

「分権」の動き

95年に分権推進法ができ、96年の一次勧告は、機関委任事務の廃止など盛り込んだ「画期的」なものであった。今年6月の二次勧告では、官僚の巻き返しにあい、財源問題はもちろんのこと、自治事務すら制約を受けるという期待外れの内容といえよう。

この理由は、分権と行革（とくに橋本六大改革 参考文献「国家改造と自治体リストラ」二宮厚美／自治体研究社）がセットとされたこと、国のサラ金財政と「地方」財政の悪化、さらに、自治体からこういうまちづくりをしたいから、この権限をよこせという運動がほとんどみられないことではないだろうか。

建築基準法改悪の動き

規制緩和や景気のココ入れを理由に、建築基準法の全面改悪が建築審議会で答申され、平成11年（1999年）度をめどに建設省で検討している。まちづくりという観点に限定すれば問題点が3つある。

1 容積率の緩和について

一部が前倒して6月に強行改悪された。「建築基準法の核心は容積率である」（「都市計画」岩波新書 五十嵐・小川）。

2 建築確認等の行政事務を民間に開放（一部委託で競争）することについて

建築基準法は都市計画法と一体で運用され、用途地域や地区計画、採光、防火、違反建築の指導など不十分でも「秩序」ある街づくりに寄与してきた。

3 地域特性に対応して多様な取組の展開について

条例で権限を自治体に委任する姿勢がなく、上乗せ横だしを是正指導する。

日照権と自治体

名古屋市はもちろん豊田市も特定行政庁として、建築確認をはじめ建築基準法の権限を機関委任事務として、全面委任されている。しかし、その法律をつくるのは国会であり、自治体の建築指導課は法律によって機械的に処理せざるを得ない。独自の条例や要綱をつくっても、「法律に基づかないものは違法」（行政手続法）とされる。

名古屋市や広島市では要綱や調停などを行い、豊田市より積極的な情報の提示や指導をしているが、それでも限界がある。豊田市でも今年になって、日照問題で3件市長に陳情があったが、市の建築行政レベルで解決ができていない。内1件は工事停止の仮処分申請をされたと聞いている。別の事例では、マンション建設の計画を察知して、地区住民が建築協定の運びとなっている。

世界遺産・景観シンポジウムで京都の事例が本多昭一氏と木村万平氏によって報告されている。『マンション反対で「まちづくり憲章」をつくる運動を1988年に始めた。憲章はまちづくりはお上が押しつけるものでなく、住民が決めるという発想である。マンション建設反対運動は通例、法を越えるたたかいであって、運動の成果いかんは建設する側と住民の力関係で決まる』と報告されている。

まちづくりはナショナルミニマムの運動の柱

本来住宅は、以前のイギリス、フランスのように公的住宅の供給を国や、自治体が責任を追うべきであった。住宅を社会保障とし、まちづくりの基本に据えずに、公共投資の多くを産業基盤にむけてきた。そのつけが国の膨大な累積赤字であり、消費税増税の原因である。

住宅取得は個人の責任による借金で行われ、ゼネコンやデベロッパーの儲けの対象とされてきた。バブルの失敗から学ばず、建築基準法の改悪は建築紛争を広げるばかりである。

現代都市政策は、主人公である都市の市民が自治体に参加して計画・実行し、基本的人権や生活空間のアメニティの確保を目的とするまちづくり政策である。そのために、都市資本の行き過ぎた市場・利潤原理や土地原理や土地所有制に、社会的に規制・誘導をおこなう権限と財政自主権とが、自治体に保証されることが不可欠である（宮入興一「人にやさしいまちづくりー長崎からー」）。

制度改革のために、主体形成と力量の強化が必要である。自治体職員や市民、コンサルタント、研究者らが共同してまちづくりのための学習と人材育成が必要である。地域における資本への闘いは多様であり、矛盾が激化している。まちづくりは賃金、社会保障と同じく、ナショナルミニマムの運動の柱にもなる。

（ほんだ・こうじ／会員・豊田市建築相談課職員）

「中小企業のまち・民間サミット」 —地域経済振興の運動と交流の集い—

後 藤 基

全国14都府県・280名が参加

いまかつてないほどの悪政が展開し、どこでも大企業の横暴が野放し状態になっています。

中小工場は仕事がなくなり、中小商店は売上が減少しています。倒産や虫食い状態の町に、住民生活さえも困難な事態となっており、何とかしなければの思いの中で、さる5月17日・18日の両日、東大阪市・市民会館と布施民商会館を会場に「中小企業のまち・民間サミット」が開催されました。

このつとめには、10都市の「大型店出店を規制する運動」「地場産業を守る運動」「街を守る運動」「大企業の下請いじめに対する運動」「産業空洞化に対する運動」等をすすめている運動団体の呼びかけに応じて、14都府県からのべ280名が参加するという画期的なつとめでした。

開催にいたる経過

今回の「民間サミット」開催の契機はつぎのようです。一つは、東京大田区での地域経済振興の運動は、共同の運動の重要性、全国の同様な運動体との交流と連携の必要性を提起しており、二つには、中小企業都市連絡協議会が10都市による中小企業都市サミット（行政サミットと言われる）を開催する、という情勢を受けたものでした。

開催のために大田区実行委員会は、「行政サミット」と同様の都市である大阪をはじめ7都市を直接訪問し、共同開催を呼びかけ、「民間サミット」開催の実行委員会がつけられたのです。

交流・討論の主なもののもの

① 精密機械の町の空洞化への取り組み（諏訪地方民主商工会・諏訪労連）

諏訪盆地を中心にした諏訪6市町村では、中小零細業者による精密機械工業群が形成され、京浜の資本も導入して発展し、輸出比率が高い地域です。

しかし、近年工業関連の従業員数が減少し、出荷額も低迷しています。とくに主要産業である電気・機械関連の低迷が深刻になっている実態と、それにたいする取り組みが報告されました。

② 地域経済の現状（福島県労連）

福島県の地域経済の現状も深刻なものです。基幹産業である農業の急速な減少、

製造業では、事業所数、従業員数、製造品出荷額のいずれも減少し、とりわけ電気、繊維、精密の減少は激しいものがあり、倒産が続いています。

また卸売・小売業では個人経営が減少し、法人が増加しています。従業員数でより明確に、大型店が増加している実態が出されました。

こうした現状に、独自に10市への「地域産業実態アンケート」と地域振興への取り組みが報告されました。

③ 共同の地域経済振興の取り組み（不況打開大田区実行委員会）

大田区からは、「地域経済振興条例」制定直接請求署名運動の取り組みが報告されました。直接請求運動の30日間の取り組みの、一日一日の出来事を日を追って報告され、具体的で感動が伝わる内容でした。

④ 中小製造業のグループづくり（関西中小工業協会）

大阪では製造業の空洞化の下で、仕事量が減少し、単価も下がり、展望が見えずに廃業が増加しています。そうした下で、市内を中心に中小・零細な機械金属加工業者からなるグループが、下請からの脱皮をめざして、続々と発足しています。

その代表である「ウィック」、「ヒット」では、横の連携を強めることで協体制度を構築し、完成品を創ることにより、技術力をピーアール。そして共同受注活動を行い、仕事量の減少に歯止めをかけようと努力しているという、取り組みがリアルに報告されました。

国をつくり・地域をつくる大きな取り組みを

今回の「民間サミット」は、「行政サミット」の総括によっても空洞化への危機感と中小工業のモノづくりの重要性、地域振興の重要性等を表明したように、参加者が各市の取り組みの報告を行ったことは、時機を得た交流であったと言えます。

交流会で最後に採択されたアピール文は、もうけのためには手段を選ばない大企業の横暴とたたかうことが重要であり、地域経済活性化をめざす運動は、広範な人びとと共同してすすめることができると強調しました。

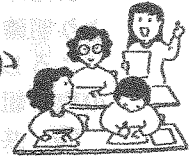
つまり、心ある人びとによる新しい国・地域づくりへの共同事業であるといえます。ここ愛知でも、多くの教訓がすでに培われています。さいきんでは、半田市職の「商店街実態調査」の取り組み、愛労連傘下の各地域労連の取り組み、愛商連の秋の県下88自治体への要請計画など、など。

交流会に参加し、東海地域でも行政もふくめ、広範な呼びかけによる「地域振興サミット」が開催できないものかと考えたのです。

（ごとう・もとい／所 員）

なお、当日配布された資料は研究所にありますので、ご利用ください。

地域労働運動をどう構築するか



研究所は、昨年から年1回「研究集会」をひらいてきました。この研究集会の目的は、研究所内外の研究成果を、公表・交流しあう場として設けられたものです。

1997年（第2回）の研究集会は、台風の影響もあって、参加者が23人（うち、3地域労連・4人）と予想を下回るものでした。

今年の研究集会の主題は「地域労働運動をどう構築するか」に設定し、第1報告として「地域労働運動をどう構築するか—いくつかの問題提起—」を、大木一訓氏（所長、日本福祉大教授）から、また、第2報告として「全労連大会、地域労連研究集会の到達点」を、愛労連事務局長から、それぞれ報告があり、これを受けて、ほとんどの参加者から発言—意見や感想が熱心にのべられました。

ここでは「第1報告」の内容をレジュメにそいながら紹介することにします。

地域労働運動は今日なぜ注目されているのか

はじめに、「労働運動は、単産中心の運動であった。2～3年来、地域運動がクローズアップされてきたのでは」と、まず「地域労働運動は今日なぜ注目されているのか」の問いかけから始まりました。

「進行する産業空洞化と地域社会の崩壊」など、「労働組合運動がいままで経験したことのないできごとによってぶかっている」。このなかから「地域住民全体と労働運動との新たな共同の可能性」が生まれ、「めざましい地域労連の運動の前進がみられる」としたうえで、このことは「〃労働運動の質的転換の兆し〃の現れではないか」とのべられました。

地域を基礎とした労働運動とはなにか

こうした地域労働運動の発展のなかで、「職場と地域を基礎とした労働運動」といわれるようになったが、このような考え方は誤りであるという指摘がなされることが紹介された。それは、「『労働運動は、資本に対抗する運動』なのだから、地域を職場と並べて言うのは理論的に問題がある」という批判である。これにたいして、この問題は「地域におけるひろい意味での労資関係をどうとらえるか」が重要ではないかとして、「搾取と支配の関係は、企業内だけでなく、地域へ巨大企業の支配が浸透している。地域で、労資関係の枠組みがつけられてきている。つまり、地域で消費者・住民・父母・主権者として、生活・社会的地位

の向上にむけてたたかっている。そういう意味では、ひろい意味での労資関係が
つくりだされているといえる」と指摘。

いままでの「労資関係論」は、① 個人レベルでの労資関係、② 集团的労資
関係、が主として論じられてきたが、今日では、③ ひろい意味での地域での労
資関係、というものが確立されてきたし、これが大きなウエイトをもち始めてき
ているのではないか。

そういう意味では「いままでの労働組合の範囲を超えた運動になってきている」
し、「地域では、労働組合運動というより、労働運動の色あいがつよくなってき
ている」。

こうしたことから「労働組合のローカルセンター（地域労連など）」の役割は、
地域の統一戦線運動の担い手でもあることが求められているのでは、と。

産業別労働運動と異なる地域労働組合運動の特質とはなにか

「産業別労働組合の主な目的と役割と武器は」、組合員の権利と生活を守るた
めに、産業別統一闘争を組織することであり、その武器はいうまでもなく「労働
三権」（団結権・団体交渉権・ストライキ権を含む団体行動権）であるのに比し
て、「地域労働組合の主な目的と役割と武器は」、地域の労働者、住民のいのち
と暮らしを守ることであり、そのために、社会的諸制度を活用し、または改善を
めざし、住民パワーを発揮し、一人ひとりの人権のたたかいと社会的な連帯・運
動という「一般民主主義・社会的なたたかい」が力点であるといえよう。

だから、労働組合も「全生活領域を視野に入れた運動をすすめることが求めら
れている」し、そこから地域労働運動がますます重要になってきていると、指摘
された。

今日における地域労働運動の発展の条件はどこにあるか

さいしよに最近の愛知における階級構成（農漁民層の減少、商工自営業者の増
加傾向）や労働者階級内部の構成（生産的労働者の横ばい、サラリーマン・不生
産労働者、完全失業者の増加傾向、未組織労働者の増加）の変化にふれながら、
その変化のなかに地域労働運動発展の条件が生まれているのではないかと指摘
がなされた。こうしたなかで、階級構成の変化と貧困化と空洞化が進行してきて
いる。

よく「三つの呪縛（反共主義・企業主義・特定政党支持）からの解放」といわ
れているが、愛知では、三河地域の「解放」のテンポはおそいのでは？。

地域からのナショナルミナム運動をどう位置づけるか

地域労働運動を発展させるカギは、地域からナショナルミナム運動を起こしていくこ
ではないか。たとえば、最低賃金、下請け単価保障を統一的にたたかうことはで
きないだろうか。また、学生から高齢者にいたる統一的な雇用保障のたたかいは
展望できないだろうか。

いずれにしても、地域におけるナショナルミナムを切実な要求にするには、要求のほり

「10万人オルグ運動」とはどういう運動か

その目的実現のための体制は、① 要求を土台とする総対話と共同、② 「私もこれならできる」運動への全組合員の取り組み、③ 専門的オルグ集団づくり――つまり、オルグ集団づくりは運動の一部、ととらえているだろうか。

多国籍企業・大企業によるリストラ、下請け企業のきりすて・単価の引き下げなどから、大量の不安定労働者が増大していること、政治情勢の変化とそのもとで「三つの呪縛からの解放」が作りだされているとき、その変化をどう運動の前進につなげていくのか、ということなどをしっかりみるのが大切である。

地域労連などはこの「10万人オルグ運動」ではたすべき役割は大きいのでは。

まとめとして、地域労働運動は、① 新しい革新共同の主要な担い手・組織者となること、② アジアと欧米をつなぐ、草の根からの国際連帯の推進者になること、③ 当事者能力を失っている支配層にとってかわって、積極的な政策的提起をすること、④ 「連合」をのりこえる運動を構築すること、が強調されました。

正確な紹介になっていないおそれがありますが、研究集会での大木さんのいくつかの問題提起は、いずれも「問いかけ」に終始したのではないかと思います。地域労働運動をどう構築するかは、そのために日夜奮闘されている、地域労連や、地域で活動している単産（単組・支部・分会）、さらに大企業職場のなかで、職場に自由と民主主義をの旗をかかげている活動家たち、さらに地域で活躍している商工業者（民商）や農民（農民連）の地域でのたえない実践が、その方向と展望をきりひらくにちがいないという思いをつよくした、研究集会の一日でした。

主要労働経済指標 (愛知県)

1997年6月まで

年月	常用労働者数 (事業所規模30人以上、()内は5人以上)										製造業										卸・小売、飲食店										サービス業																				
	調査産業計					製造業					製造業					製造業					製造業					製造業					製造業																				
	人	千人	千人	千人	千人	人	千人	千人	千人	千人	人	千人	千人	千人	千人	人	千人	千人	千人	千人	人	千人	千人	千人	千人	人	千人	千人	千人	千人	人	千人	千人	千人	千人	人	千人	千人	千人	千人											
1991	6,743,901	3,669	66	1.8	263,401	2.54	332,192	97.5	1,439(2,394)	8.5(12.8)	684(902)	6.6(11.0)	212(557)	20.3(22.4)	257(469)	7.6(12.7)																																			
92	6,787,861	3,761	66	1.8	294,987	1.86	327,329	99.0	1,458(2,432)	8.6(12.9)	688(907)	6.5(11.1)	218(569)	20.9(22.4)	263(483)	8.1(12.3)																																			
93	6,816,516	3,845	80	2.1	377,924	1.05	338,001	100.0	1,518(2,440)	10.6(15.1)	689(907)	8.4(12.0)	236(537)	19.6(27.8)	303(518)	14.2(16.5)																																			
94	6,839,374	3,828	107	2.8	477,824	0.72	361,773	100.5	1,504(2,440)	11.1(15.9)	672(885)	9.0(12.5)	233(543)	20.5(30.1)	307(528)	14.6(17.4)																																			
95	6,868,336	3,836	112	2.9	498,680	0.68	348,059	100.0	1,487(2,429)	11.6(16.1)	663(875)	9.4(13.6)	228(536)	22.6(27.9)	313(537)	14.6(17.3)																																			
96	6,902,203	3,888	119	3.1	518,985	0.81	344,234	100.1	1,466(2,396)	11.5(16.3)	646(847)	7.1(10.6)	223(525)	26.1(32.4)	315(542)	17.0(20.2)																																			
96/10	6,902,203				45,371	0.92	327,752	100.6	1,467(2,413)	11.6(16.1)	645(857)	7.1(11.2)	222(531)	27.1(30.0)	317(546)	17.3(19.9)																																			
11	6,906,596				43,390	0.93	347,943	100.2	1,466(2,406)	11.6(16.0)	645(855)	7.1(11.2)	222(527)	27.2(29.5)	315(545)	17.0(20.2)																																			
12	6,910,600				42,731	0.94	472,180	100.4	1,463(2,406)	11.6(16.0)	642(854)	7.0(11.2)	221(526)	27.1(29.7)	315(543)	16.9(19.4)																																			
97/1	6,912,850				42,076	0.96	363,644	100.2	1,456(2,396)	12.0(16.3)	637(847)	7.0(10.6)	221(525)	30.0(32.4)	314(542)	17.1(20.2)																																			
2	6,913,905				41,513	0.99	361,516	100.0	1,451(2,395)	12.0(16.3)	636(847)	7.1(10.8)	219(523)	29.6(31.9)	313(541)	17.0(20.3)																																			
3	6,914,406				39,781	1.01	373,729	100.0	1,448(2,398)	12.1(16.5)	635(847)	7.2(11.0)	218(524)	29.9(31.8)	312(540)	17.1(20.4)																																			
4	6,906,180				39,485	0.89	330,785	102.4	1,476(2,441)	11.9(16.2)	647(863)	7.0(10.7)	221(532)	29.6(31.2)	317(551)	17.1(20.3)																																			
5	6,924,979				*43,903	0.93	...	102.4	1,471(2,438)	11.9(16.2)	645(862)	7.1(10.8)	219(531)	29.4(30.8)	318(554)	17.0(20.3)																																			
6	6,930,690				...	0.96	...	102.5	1,470(2,435)	11.9(16.4)	645(860)	7.1(10.7)	218(530)	29.5(31.6)	318(554)	17.3(20.8)																																			

年月	常用労働者労働時間 (30人以上、()内は1人以上)										製造業										卸・小売、飲食店										サービス業																		
	調査産業計					製造業					製造業					製造業					製造業					製造業					製造業																		
	人	千人	千人	千人	千人	人	千人	千人	千人	千人	人	千人	千人	千人	千人	人	千人	千人	千人	千人	人	千人	千人	千人	千人	人	千人	千人	千人	千人	人	千人	千人	千人	千人	人	千人	千人	千人	千人									
1991	411,900(342,603)	2.1(1.6)	0.2(0.2)	3.4	392,344(363,140)	0.2(0.2)	1.3	2,055.6(1,900.0)	212.4(190.0)	2,125.2(1,900.0)	278.4(250.0)	101.9(90.0)	105.3(90.0)	378(378)																																			
92	414,081(376,341)	2.1(1.6)	0.2(0.2)	3.4	398,487(368,722)	0.2(0.2)	1.3	2,006.4(1,850.0)	172.8(150.0)	2,065.2(1,850.0)	216.0(190.0)	96.2(85.0)	110.1(95.0)	499(499)																																			
93	407,834(368,186)	2.1(1.6)	0.2(0.2)	3.4	384,839(360,336)	0.2(0.2)	1.3	1,920.0(1,750.0)	152.4(130.0)	1,957.2(1,750.0)	153.6(130.0)	89.2(75.0)	104.1(90.0)	607(607)																																			
94	409,855(371,157)	2.1(1.6)	0.2(0.2)	3.4	389,034(363,823)	0.2(0.2)	1.3	1,900.8(1,750.0)	142.8(120.0)	1,961.2(1,750.0)	151.2(130.0)	88.6(75.0)	94.6(80.0)	566(566)																																			
95	412,050(374,642)	2.1(1.6)	0.2(0.2)	3.4	399,821(369,337)	0.2(0.2)	1.3	1,904.4(1,750.0)	151.2(130.0)	1,969.2(1,750.0)	169.2(140.0)	89.2(75.0)	97.0(80.0)	706(706)																																			
96	422,509(380,272)	2.1(1.6)	0.2(0.2)	3.4	423,101(388,612)	0.2(0.2)	1.3	1,920.0(1,750.0)	164.4(140.0)	2,012.4(1,750.0)	208.8(180.0)	92.2(80.0)	102.6(90.0)	807(807)																																			
96/10	323,940(298,268)	1.9(1.4)	0.2(0.2)	3.4	329,792(308,455)	0.2(0.2)	1.3	1,636.6(1,450.0)	14.3(12.0)	175.4(150.0)	19.1(17.0)	105.7(90.0)	81(81)																																				
11	327,923(302,011)	1.9(1.4)	0.2(0.2)	3.4	332,749(311,719)	0.2(0.2)	1.3	1,657.7(1,450.0)	14.6(12.0)	176.9(150.0)	19.2(17.0)	107.2(90.0)	66(66)																																				
12	916,927(792,064)	0.9(0.7)	0.2(0.2)	3.4	932,331(826,694)	0.9(0.7)	0.2(0.2)	1,586.6(1,400.0)	13.7(12.0)	166.8(150.0)	19.8(17.0)	93.6(80.0)	62(62)																																				
97/1	326,498(305,363)	1.9(1.4)	0.2(0.2)	3.4	331,156(315,732)	1.9(1.4)	0.2(0.2)	1,486.6(1,300.0)	14.7(12.0)	165.8(150.0)	17.6(16.0)	108.1(90.0)	51(51)																																				
2	326,928(301,970)	1.9(1.4)	0.2(0.2)	3.4	329,127(311,792)	1.9(1.4)	0.2(0.2)	1,593.3(1,400.0)	14.8(12.0)	170.5(150.0)	19.3(17.0)	107.6(90.0)	68(68)																																				
3	352,943(300,367)	1.9(1.4)	0.2(0.2)	3.4	341,577(314,073)	1.9(1.4)	0.2(0.2)	1,597.7(1,400.0)	16.2(12.0)	172.0(150.0)	21.3(17.0)	101.5(90.0)	65(65)																																				
4	340,828(312,337)	0.2(0.2)	0.2(0.2)	3.4	341,963(322,796)	0.2(0.2)	0.2(0.2)	1,648.6(1,400.0)	16.3(12.0)	173.9(150.0)	21.7(17.0)	100.3(90.0)	69(69)																																				
5	331,777(305,567)	0.2(0.2)	0.2(0.2)	3.4	336,231(316,590)	0.2(0.2)	0.2(0.2)	1,568.6(1,400.0)	14.5(12.0)	161.7(150.0)	19.0(17.0)	105.4(90.0)	59(59)																																				
6	613,464(519,749)	-6.6(-5.7)	0.2(0.2)	3.4	526,829(461,589)	-0.4(-0.4)	1.6	1,653.3(1,400.0)	14.5(12.0)	173.8(150.0)	19.1(17.0)	108.3(90.0)	64(64)																																				

注1)愛知県企画部統計課『愛知の統計』『愛知の労働』により作成。*印は速報値、r印は修正値。2)労働者数・労働時間数・給与総額は、1996年に調査対象事業所の抽出替えが行われた。3)1992年以前は一般労働者とパート労働者の労働時間の区別がされていない。4)鉱工業指数：平成8年の確定数値の組み入れ及び季節調整指数の改訂により平成8年1月以降の数値を変更 ※1 原数値は除新卒卒含パート、



☆1997年 7月 15日以降の主な活動日誌

- <7月> 17日 地域経済提言プロジェクト事務局会議、20日 第51回自動車産業職場政策研究会、22日 第4回日独共同セミナー参加者会議、22日 第7回労働法制県連絡会事務局会議
23~25日 全労連第17回定期大会(横浜市)、25日 第21回所員会議
26日 労働総研年次総会、愛知はたらくものの健康センター総会、愛労連第2回評議員会
27日 研究所第2回研究集会、30日 全労働・勤通大受講生学習会⑥
31日 労働法制県連絡会代表委員・団体代表者・事務局合同会議
- <8月> 1日 経営分析部会研究会、3日 建設一般・保育パート支部役員学習会
5日 東アジア日系企業労働問題調査打合せ、7日 第7回全国一般アクリル対策会議
11日 第4回日独共同セミナー参加者会議、16日 長沢副所長、モンゴルへ学術調査~30日、
18日 第50回日本労働運動を読む会、19日 労働法制県連絡会事務局会議
21日 第4回日独共同セミナー参加者会議、22日 東アジア日系企業労働問題調査について全
労連・労働総研と打ち合わせ、25日 第21回所員会議、28日 全労働・勤通大受講生学
習会⑦ 29日 第8回理事会
- <9月> 2日 地域経済提言プロジェクト事務局会議、「あいち労働・経済」編集委員会、
労働法制連絡会第9回事務局会議、3日 中電人権裁判控訴審結審
5日 あいちビクトリーマップ作成委員会、
6~7日 愛労連第17回定期大会、8日 第51回日本労働運動を読む会
11~12日 全労連、行革・規制緩和・労働法制全国交流集会(熱海、大木講演)
13日 日本共産党、21世紀・新日本ビジョン懇談会、第10回電機懇談会(大木講演)

☆今後の主な予定

- <9月> 20日 愛知公務共闘、国民本位の行財政確立をめざす学習交流集会、
21日 第4回日独共同セミナー参加者・名古屋空港出発(29日帰名予定)
21日 第52回自動車産業職場政策研究会、22~23日 トイ・アレーナ大学で第4回日独労働
問題共同セミナー(6人参加)、25日 全労働勤通大受講生学習会⑧、
27日 国公東海プロジェクト行革シブ、自由法相談愛知支部50周年記念レクジョ
28日 郵政民営化反対シブ
- <10月> 4日 愛知医労連看護婦集会、4~5日 愛知革新懇・秋の学習交流会
5日 研究所第6回総会 p1;30~ 労働会館2階会議室 総会案内及び議案は別途
送付しました。ぜひご参加を予定してください。出欠のご返事もおねがいします。
8日 経営分析部会研究会、12日 労働
法制県連絡会、学習集会: どうなる職場
と権利(労基法改悪の動きを斬る)労働
会館p1:30~
14日 地域経済提言プロジェクト事務局会
事務局会議、18日 豊明市歴史講座
19日 第53回自動車産業職場政策研究会
20日 第52回日本労働運動を読む会
22日 全労連西三河ブロック総会
25日 愛知国公97年度定期大会
25~26日 全労連地域政策研究集會会
- <11月> 1日 住民が主人公の地方自治
をすすめる交流集会(女性会館)16日
第54回自動車産業職場政策研究会 17日
第53回日本労働運動を読む会

お願い: 会費の納入についてご協力下さい

■ 「所報」第65号(隔月刊)
■ 発行日 1997年 9月15日
■ 発行所 愛知労働問題研究所
(略称: 愛知労問研)
〒456 名古屋市熱田区沢下町9番3号
労働会館本館304
TEL・FAX (052-883-6978)
■ 編集発行人 愛知労働問題研究所
■ 定 価 1部: 200円+送料90円
1年: 1,200円+送料540円
(会員の購読料は会費に含む)
■ 送金先 郵便振替 00860-6-80604
東海銀行金山支店 普通預金
(口座番号: 1368019)

※この印刷物は、再生紙を使用しています。